

## 書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

### 1. 規定の趣旨

この規定は、お客様が八十二証券株式会社(以下、「当社」といいます。)のオンライントレード(以下、「本サービス」といいます。)で、後記3に規定する書面(以下、「対象書面」といいます。)の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下、「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)を使用する方法(以下、「電磁的方法」といいます。)のうち、後記2で規定する電子交付によりお客様に提供する場合の交付方法等の取扱いに関する取決めです。

### 2. 電子交付の適用範囲

電子交付の適用範囲は、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、以下の範囲とします。

- (1)当社または当社が契約しているデータセンターで運営される当社のホームページ上の該当ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項ニ)
- (2)もしくは当社または当社が契約しているデータセンターで運営する当社のホームページ上のお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に利用することができるお客様専用のページをいいます。以下、「お客様ページ」といいます。)に顧客ファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項ハ)
- (3)またはお客様の使用に係る電子計算機に備えられたお客様の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項ロ)  
なお、お客様ページのお客様ファイルに記載事項を記録した旨の通知を行うものとします。

### 3. 対象書面

- (1)電子交付の対象となる書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている電子交付が認められている書面のうち、当社が定める以下のものになります。

#### ア. 報告書等

- ・取引報告書
- ・取引残高報告書
- ・「特定口座年間取引報告書(年次)」
- ・「上場株式等支払通知書」

- ・取引内容等を記載した書面のうち当社が定めたもの

イ. 目論見書等

- ・目論見書
- ・目論見書補完書面

ウ. その他

- ・契約締結前交付書面
- ・上場有価証券等の重要事項のご説明
- ・その他当社が電子交付により提供することを定めたもの

(2)対象書面のうち、前記(1)アに定める書面がお客様ページに記録される日(以下、「記録日」といいます。)を、当社ホームページに掲載するものとします。

(3)本サービスの電子交付サービスをお申込みされないお客様に対しては、前記(1)アに定める書面の電子交付は対象外とします。

#### 4. 電子交付の承諾

(1)お客様は、本規定の内容を承諾いただいたうえで、対象書面の電子交付に同意いただきます。

(2)この同意は、前記3(1)アおよびイ・ウの対象書面すべてについてそれぞれ行っていただきます。

(3)お客様が電子交付を承諾された後であっても、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず、書面で交付させていただくことがあります。

#### 5. 電子交付の方法

電子交付による対象書面の記載事項はPDFファイル形式、または、当社が指定する電磁的方法で提供します。表示は専用ソフトを使用させていただきますが、インターネット等で最新バージョンをダウンロードしていただくものとします。

#### 6. 電子交付期間中の取扱い

当社は、電子交付のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印字していただきます。なお、前記3(1)ア・イの対象書面の記載事項は、お客様ページで5年間閲覧でき印字できます。

#### 7. 電子交付の解約

当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客様の電子交付のご利用を解除させていただきます。

(1) お客様が当社所定の申込方法により利用中止の申出をされた場合。

電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはありません。

- (2) お客様が当社の本サービスを取り止めた場合。
- (3) やむを得ない事由により、当社が利用中止を申出た場合。
- (4) 前記5に定める電子交付の方法について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすもしくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われる場合。
  - ア. 当社はお客様に対し、変更後の方法を含む本規定の改定を当社ホームページ上に掲載し、または電子メールで通知したうえで、変更後の方法による再契約を申出るものとし、当社は既に取り交わされている契約をお客様の同意を得ることなく解約することができるものとします。
  - イ. 専用ソフトがバージョンアップ(プログラムの改定)した場合は、前記5に基づき契約は継続します。

## 8. 電子交付利用の禁止

当社は、お客様が電子交付をご利用いただくことが不相当と判断した場合は、電子交付のご利用をお断りすることがあります。

## 9. 利用期間

電子交付の利用期間は、利用開始の日から前記7に基づき本規定が解除される日までとします。

## 10. 電子交付内容の変更

当社は、電子交付の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し、または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電子交付の内容を変更することができるものとします。

## 11. 免責事項

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線およびコンピュータ(ハード、ソフト)等のシステム機器の障害等による情報伝達の遅延、不能、誤作動、情報内容の誤謬等。
- (2) 前記8の規定により生じた損害。
- (3) 天変地異などによる障害。
- (4) その他、当社の責めに帰することができない事由により電子交付が利用できなくなった障害等。

## 12. 規定の変更

- (1) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示もしくはその他必要が生じた場合には、変更することがあります。
- (2) 前記(1)に基づきこの規定を変更した場合、当社は所定の方法によりお客様にご通知させていただきます。当該変更の通知後、お客様と当社との間にお取引が生じた時点をもって当該規定の変更にご同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

以上